令和７年

三好市教育委員会１０月定例会

日　時　　令和７年１０月２４日（金）午後２時００分
場　所　　三好市本庁舎　３階会議室３Ｂ

「郷土（ふるさと）を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三 好 市 教 育 委 員 会

令和７年三好市教育委員会１０月定例会次第

１　開会

２　報告

３　承認

令和７年三好市教育委員会９月定例会会議録の承認について

４　議案

第１２号　三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則について

５　その他

行　事　一　覧　表

令和7年9月30日　～　令和7年10月24日

行　事　名	開催月日	場　所	備　考
県・市教育委員会　学校訪問	9/18～10/23	市内各小・中学校	
三好市学校給食運営委員会	9/30	市給食センター	
三好郡・市小学校陸上運動記録会	10/1	井川運動公園	
市民大学講座（服藤恵三　氏）	10/8	池田総合体育館	
第2回　管区別教育長会	10/14	本庁	
庁議・市行財政改革推進本部会議	10/16	〃	
第1回　市・教育支援委員会	10/22	〃	

【行事予定】

市・幼小中（園長）校長会	10/27（月）	10:00	オンライン開催
三好郡・市中学校防犯駅伝大会	10/28（火）	9:15	池田球場
県・市町村教育委員会教育委員等研修会	11/5（水）	14:00	オンライン開催
三好市教育委員会研修視察	11/6・7（木・金）	7:00	京都市
三好教霊祠祭	11/17（月）	14:00	出雲神社
第3回　管区別教育長会	11/18（火）	10:00	本庁
定例教育委員会	**11/21（金）**	**14:00**	**本庁**

議案第１２号

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則について

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年１０月２４日提出

三好市教育委員会教育長　　伊丹　賢治

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則(平成18年三好市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校指定の変更申立て) 第3条　保護者が就学予定者の学校指定の変更を申し立てようとするときは、就学させるべき年の2月10日までに、学区外就学申立書(様式第1号)をもってしなければならない。 (変更申立ての決定通知) 第4条　就学予定者の学校指定の変更申立てに係る通知は、学区外就学許可書(様式第2号)をもって保護者に通知するものとする。 様式第1号(第3条関係) 略 様式第2号(第4条関係) 略	(学校指定の変更申立て) 第3条　保護者が就学予定者の学校指定の変更を申し立てようとするときは、就学させるべき年の2月10日までに、就学校変更申立書(様式第1号)をもってしなければならない。 (変更申立ての決定通知) 第4条　就学予定者の学校指定の変更申立てに係る通知は、就学校変更許可通知書(様式第2号)をもって保護者に通知するものとする。 様式第1号(第3条関係) 略 様式第2号(第4条関係) 略

附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和８年１月２６日から適用する。

（改正前）
様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

三好市教育委員会　　様

＜保護者＞

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　（　　）　　－＿＿＿＿＿＿＿＿

学　区　外　就　学　申　立　書

次のとおり指定学校の変更を申立てます。

住　　所	
フ　リ　ガ　ナ	
児童・生徒氏名	
生　年　月　日	年　　月　　日生

１．指定学校　　三好市立＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校

２．変更希望学校　　三好市立＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校

３．変更期間　　年　月　日から　年　月　日＿＿＿＿＿＿＿＿

４．変更理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（通学方法）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（改正後）
様式第１号（第３条関係）　　年　　月　　日

三好市教育委員会　　様

＜保護者＞

住　所
ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　名

電話番号　（　　）　　－

就 学 校 変 更 申 立 書

次のとおり指定学校の変更を申立てます。

住　　所	
フ　リ　ガ　ナ	
児童・生徒氏名	
生　年　月　日	年　　月　　日 生

１．指定学校　　三好市立　　学校

２．希望就学校　　三好市立　　学校

３．変更期間　　年　月　日　から　　年　月　日

４．申請理由

（通学方法）

（改正前）
様式第２号（第４条関係）

年　月　日

様

三好市教育委員会

学校外就学許可書

学校教育法施行令第 8 条の規定によって下記のとおり学区外就学に関するお知らせをいたします。

記

		通知書番号	
児童生徒 氏名			
生年月日		性別	
現住所			
学校区			
保護者氏名		続柄	
保護者 現住所			
許可就学校		学年	
許可就学期間			
備考			

（改正後）
様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

様

三好市教育委員会

就学校変更許可通知書

学校教育法施行令第８条の規定によって下記のとおり学区外就学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

○三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則

平成18年3月1日
教育委員会規則第14号
改正　平成21年3月31日教委規則第7号
平成23年9月15日教委規則第3号
平成25年2月25日教委規則第1号
平成25年7月1日教委規則第3号
平成26年10月20日教委規則第7号
平成26年12月22日教委規則第9号
平成28年9月1日教委規則第15号
平成29年3月27日教委規則第3号
平成29年7月24日教委規則第8号
平成29年11月21日教委規則第14号
令和3年4月22日教委規則第6号
令和3年7月21日教委規則第8号
令和5年9月28日教委規則第5号
令和6年1月24日教委規則第3号

（趣旨）

第1条　この規則は、三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（就学予定者の学校指定）

第2条　就学予定者の学校指定は、三好市教育委員会が特に定める場合を除き、別表のとおりとする。

（学校指定の変更申立て）

第3条　保護者が就学予定者の学校指定の変更を申し立てようとするときは、就学させるべき年の2月10日までに、学区外就学申立書（様式第1号）をもってしなければならない。

（変更申立ての決定通知）

第4条　就学予定者の学校指定の変更申立てに係る通知は、学区外就学許可書（様式第2号）をもって保護者に通知するものとする。

（その他）

第5条　この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の三野町立学校管理運営規則（平成14年三野町教育委員会規則第1号）、池田町立幼稚園、小学校、中学校通学区域設定規則（平成8年池田町教育委員会規則第2号）、山城町学校就学区域の指定等に関する規則（昭和35年山城町教育委員会規則第16号）又は井川町立学校就学区域の指定に関する規則（昭和46年井川町教育委員会規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成21年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成23年9月15日教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成25年2月25日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成25年7月1日教委規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成26年10月20日教委規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日より施行する。

附　則（平成26年12月22日教委規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成28年9月1日教委規則第15号）

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附　則（平成29年3月27日教委規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成29年7月24日教委規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(平成29年11月21日教委規則第14号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(令和3年4月22日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附　則(令和3年7月21日教委規則第8号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附　則(令和5年9月28日教委規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附　則(令和6年1月24日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表(第2条関係)

小学校		
地区名	学校名	備考
清水、加茂野宮	王地小学校	
芝生、勢力、太刀野(東川原)、太刀野山(花園)	芝生小学校	
太刀野(東川原を除く。)	芝生小学校	芝生小学校太刀野分校(休校)
太刀野山(東谷・大屋敷)、加茂野宮(滝の奥)	芝生小学校	東谷小学校(廃校)
太刀野山(藤黒・中屋・栗林・大平・川又・田野々・井の久保・馬瓶・土釜)	芝生小学校	太刀野山小学校(廃校)
トウゲ、ヤマダ、クヨウジ、シマ、マチ、シンマチ、ハヤシ、トウリン、ウエマツ、ヲウトウ、サラダ、ウエノ、イケミナミ、シンヤマ、イタノ (自治会名)西山浜	池田小学校	
(自治会名)只安、安広、洞草	池田小学校	西山小学校(廃

		校)
(自治会名)馬場東、馬場西、馬場中央	池田小学校	馬場小学校(廃校)
(自治会名)ノロウチ上、ノロウチ中、ノロウチ下	池田小学校又は白地小学校	野呂内小学校(廃校)
(自治会名)川崎込、川崎空東、川崎空西、西谷、大利空、大利八幡、大利込、大利西、京田	池田小学校又は白地小学校	川崎小学校(休校)
(自治会名)山貝、千足、出合、石内上、石内下、上尾後、下尾後、黒川、五軒、宮石、本名上、本名下、大申下、大申上	池田小学校又は白地小学校	出合小学校(廃校)
(自治会名)林、和田、宮、中央、中西、上、高毛、沼谷、大宗、有安、境谷	池田小学校、白地小学校又は馬路小学校	佐野小学校(廃校)
(自治会名)東部、東部第2、中部一、中部二、西部北、西部南、土用、西部第2、上ノ段、下ノ段、中津、入体、峰ノ久保、木屋床、落、舟原、中尾、下野呂内東、下野呂内西	箸蔵小学校	
(自治会名)北名、天神丁、栄、中、大西、城、三好橋、橋ノ谷、聖野、フコヲベ、井ノ久保東、井ノ久保上、井ノ久保旭、井ノ久保栗野、峰、敷ノ上、大和川、光陽台	白地小学校	
(自治会名)朝日、堂面、日の出、天神、宮ノ下、境宮、上浦、峯友、双子布、大泉	馬路小学校	
(自治会名)北一、北二、北三、中一、中二、高戸星、久保、中西南、漆川橋、梅ノ谷(藤下より下)、宮平、国畑、大田、久尾	三縄小学校	
(自治会名)梅ノ谷(藤下より上)、南谷、小林、北谷、越替、大川北、大川南、中津川	三縄小学校	漆川小学校(廃校)
下川、大川持、引地、末貞、岩戸、国政、重実・殿野・白川口、川口	山城小学校	
中野、有宮、光兼、仏子、尾又、粟山	山城小学校	河内小学校(廃

		校)
大和川、若山、寺野(東向)	山城小学校	大和小学校(廃校)
大月、大谷、佐連、茂地、小川谷、大野、信正、八千坊、頼広、黒川(城山を除く。)	山城小学校	大野小学校(廃校)
赤谷、平野	山城小学校	平野小学校(廃校)
寺野(東向を除く。)、相川、政友、柴川、瀬貝、脇、黒川(城山)	山城小学校	政友小学校(廃校)
水無、内六(尾又を除く。)、赤野、柿野尾、日浦、大黒、川成、下名影、南日浦・境谷、下名団地	下名小学校	
大津、峯、上西宇	下名小学校	西宇小学校(廃校)
津屋、平、平上、羽瀬、上名影、内六(尾又)	下名小学校	上名小学校(廃校)
旭町、浜東、浜西、新町、仲ノ町、本町、井関、向坂、西新町東、西新町西、中村東、中村西、中村南、流堂、下吹、上吹、安田、三樫尾	辻小学校	
正夫、大森、大久保、下久保、馬路、倉石、松舟、向、井内坊、中津、吉木、馬場、平、岩坂、冬、桜、知行、荒倉、駒倉、下影、上野住、下野住、上西ノ浦、下西ノ浦、色原、北地、尾越、杉ノ木、段地	辻小学校	井内小学校(廃校)
女法寺、吉本、北内、出ノ上、森、近金、長尾、相知、西井川坊、須賀、末、里川東、里川西、里川本村	西井川小学校	
和田、佐野、小島、上釣井、下釣井、今井、高野、京上、林、下浦、大枝、若林、阿佐、麦生土、樫尾、栂の峰、小川、古味、新居屋、大西、元井、久保東、久保西、久保陰、かずら原、西山、中上、九鬼、落合南、落合東、落合西、下瀬下、	東祖谷小学校	

釜ヶ谷、栗枝渡、下瀬上、奥の井、栗枝渡奥、菅生陰、菅生陰奥、菅生日浦奥、菅生日浦中、菅生日浦下、名頃、深渕		
谷間、吾橋上、吾橋下、西名、中屋、土日浦、榎	楪生小学校	吾橋小学校(休校)
尾井ノ内、戸ノ谷、冥地、重末日浦、重末蔭、一宇南、一宇北、一宇枝、田の内上、田の内下、田丸、下名、小祖谷東、小祖谷西、坂瀬、有瀬上、有瀬下、谷間、今久保、中尾、閑定、名越、善徳東の東、善徳東の西、善徳西の東、善徳西の西、善徳かずら橋、徳善、西岡、後山	楪生小学校	

中学校

地区名	学校名	備考
三野町内全域	三野中学校	
池田町内全域	池田中学校	
山城町内全域	山城中学校	
西祖谷山村内全域	山城中学校	西祖谷中学校(休校)
井川町内全域	井川中学校	
東祖谷内全域	東祖谷中学校	

(備考)　この表において、地区名が自治会名で規定されている場合は、自治会の存するおおよその区域をその地区とする。

様式第１号（第３条関係）　　年　　月　　日

三好市教育委員会　様

＜保護者＞

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　（　　）　　－＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学 区 外 就 学 申 立 書

次のとおり指定学校の変更を申立てます。

住　　所	
フ リ ガ ナ	
児童・生徒氏名	
生 年 月 日	年　　月　　日生

１．指定学校　三好市立＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校

２．変更希望学校　三好市立＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校

３．変更期間　年　月　日から　年　月　日＿＿＿＿＿＿＿＿

４．変更理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（通学方法）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号（第４条関係）

年　月　日

様

三好市教育委員会

学校外就学許可書

学校教育法施行令第８条の規定によって下記のとおり学区外就学に関するお知らせをいたします。

記

		通知書番号	
児童生徒 氏名			
生年月日		性別	
現住所			
学校区			
保護者氏名		続柄	
保護者 現住所			
許可就学校		学年	
許可就学期間			
備考			